

入社奨励金制度（薬剤師）

平成 26 年 3 月 1 日

薬剤師の有資格者がザグザグに直接応募し採用に至った場合、会社が定める規定に基づき「入社奨励金」を採用された本人に支払うという制度です

■開始時期

平成 26 年 3 月 1 日以降に入社する薬剤師を対象とする

■奨励金金額

正社員：20 万円

パート・アルバイト：週 40 時間勤務の正社員を基準に労働条件により異なる
《例》

週 40 時間勤務する正社員として勤務する場合 20 万円

週 30 時間勤務の労働条件で契約するパートとして勤務する場合 15 万円

週 20 時間勤務の労働条件で契約するアルバイトとして勤務する場合 10 万円

の奨励金とする

■入社奨励金制度の対象外となる場合

- ・ 薬剤師免許を持っている方でも大学等に所属している学生アルバイト
- ・ 1 年以上継続勤務ができないと決まっている方
- ・ 以前にザグザグに勤めていた方で復職される方（場合により応相談）
- ・ 新卒扱いで入社をする方

は奨励金制度対象外とする

■奨励金 支払時期

試用期間満了後の最初の 6 月または 12 月に従業員本人に支給

■注意事項

応募の際、人材紹介会社等を経由して応募し、直接応募でない場合には奨励金支給の対象外とする

奨励金の支払は支払予定日に従業員本人が在職している場合に限る

試用期間終了後、契約更新をしない場合には紹介料は支払わない

支給日に在籍していない場合は支給しない

■奨励金支払までの流れ

1. 採用担当又は店舗にて面接し、採用に至った場合「奨励金支給申請書」を採用担当まで速やかに提出
2. 試用期間を経て契約更新をする場合、契約更新月後の最初の6月または12月に従業員本人に奨励金を支払う

■返金について

以下に該当する場合には、奨励金を返金すること

- ・入社後6ヶ月以内に自己都合により退職した場合、奨励金の5割、
週40時間勤務する正社員として勤務していた場合10万円
週30時間勤務の労働条件で契約するパートとして勤務していた場合7万5千円
週20時間勤務の労働条件で契約するアルバイトとして勤務していた場合5万円
を返金すること
- ・入社後1年以内に自己都合により退職した場合、奨励金の2割、
週40時間勤務する正社員として勤務していた場合4万円
週30時間勤務の労働条件で契約するパートとして勤務していた場合3万円
週20時間勤務の労働条件で契約するアルバイトとして勤務していた場合2万円
を返金すること